

= 研修・講習会 =

平成30年度第2回自動車整備技能登録試験の実施について

標記試験が下記のとおり実施されますので受付期間中にお申し込み下さい。

◇実施種目

	学 科 試 験	口 述 試 験	実 技 試 験
試験の種類	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車・二級ガソリン自動車・二級ジーゼル自動車・二級自動車シャシ・三級自動車シャシ・三級自動車ガソリン・エンジン・三級自動車ジーゼル・エンジン・三級二輪自動車・自動車電気装置・自動車車体	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車
受付期間	平成31年1月21日（月）～1月25日（金）		
試験日	平成31年3月24日（日）	平成31年5月12日（日）	平成31年8月25日（日）
試験会場	振興会研修センター	未定	未定

※実技試験を受ける人は学科試験合格者のみ対象。

◇受験資格 一級受験者は二級整備士（シャシは除く）合格後3年以上の実務経験者

二級受験者は三級整備士合格後3年以上の実務経験者

三級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

（注）実務経験の短縮対象者

二級 大学機械科卒業者 1.5年

高校機械科卒業者 2.0年

三級 大学・高校機械科卒業者 0.5年

◇申込時に持参するもの

①登録試験申請書（教育課窓口に用意してあります）

②受験手数料（用紙代等を含む）

	学科試験 (口述試験料含む)	実技試験
一級受験者	6,300円	12,100円
一級以外の受験者	4,300円	

※一級小型自動車受験の方へ※

実技試験を続けて受験される場合は、学科試験合格後実技試験受験手数料を納付して頂きます。

③受験資格を証明する証書・証明書

- ・一級受験者は二級整備士の合格証書
- ・二級受験者は三級整備士の合格証書
- ・実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書又は証明書等

④写真 1枚（縦6.0cm×4.5cm）

⑤印鑑

⑥はがき（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

一級受験者・・・4枚 一級以外の受験者・・・2枚

※一級小型自動車受験の方へ※

- ・実技試験を続けて受験する場合は、学科試験合格後に実技試験用案内はがき2枚別途提出して頂きます。

自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成30年度第2回自動車整備技能登録試験（平成31年3月24日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行います。受講希望の方は、受付期間中にお申し込み下さい。

◇種 目 2級ガソリン自動車

3級自動車ガソリン・エンジン

◇日 時 3月上旬を予定しています。

※ 受講希望人数が10人以下の時は開講しない場合もあります。
受付時に決定した日程表をお渡しします。

◇講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習

◇使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等

※下記のテキストは、**必ず各自で持参**して下さい。

◆ 2級ガソリン自動車

◎ 2級ガソリンエンジン編 2級シャシ編 法令教材

◆ 3級自動車ガソリン・エンジン

◎ 3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

◇受 講 料 16,000円（資料代含む）

◇受付期間 平成31年1月21日（月）～2月15日（金）

◇申込方法 申込書は、振興会ホームページの会員ページ（振興会からのお知らせ）からダウンロードするか、教育課窓口に置いてあります。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課まで受付期間中にお申込み下さい。

タイヤ空気充填特別講習について

自動車のタイヤ組み付け時の空気充填作業において、慣れた作業と思っても重大な事故に発展することもあります。

自動車のタイヤ交換時の空気充填作業に関しては、労働安全衛生法第59条、規則第36条33号の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

既にホイールに取り付けられた状態での規定空気圧調整に関しては対象外となります、タイヤ交換等の作業に於いてのタイヤ空気充填作業に対しては対象となりますのでご注意ください。

重大事故が発生しないよう安全確実な作業を実施して頂きたく、下記の通り**有資格者免除要件を使い、以下の整備士検定に合格された方を対象に法令講習を行います。**

多くの会員皆様の受講をお待ちしています。

[有資格者免除要件について]

* 事務連絡 (平成2年9月26日付け労働省労働基準局安全衛生部計画課長名)

* 労働安全衛生規則第36条33号関係

- ・ 次に掲げる者は、労働安全衛生規則第36条33号の業務に係る特別の教育の科目（法令関係を除く。）について、同規則37条の「十分な知識及び技能を有していると認められる者」として差し支えないものであること。
- ・ 昭和59年4月20日付け基発第195号「タイヤ空気充てん業務の作業者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者。
- ・ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく**次の技能検定に合格した者**

イ	一級四輪自動車整備士	ホ	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
ロ	二級ガソリン自動車整備士	ヘ	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
ハ	二級ジーゼル自動車整備士	ト	三級自動車シャシ整備士
ニ	二級自動車シャシ整備士	チ	自動車タイヤ整備士

◇受付期間 平成31年 2月15日（金）まで

◇講習日時 平成31年 3月 4日（月） 13：00～15：00

◇講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇担当講師 振興会技術講習所講師

◇受講要件 上記イ～チの自動車整備士技能検定合格者

（検定合格証のコピー提出又は整備士手帳の提示をお願いします）

◇講習内容 関係法令について 労働安全衛生法、労働安全衛生規則、関係通達、道路運送車両法等

◇定 員 50名（先着順、定員になり次第締め切りとします。）

◇受 講 料 4,500円（自動車用タイヤの選定、使用、整備基準 JATOMA テキスト代含む）

タイヤ空気充填特別講習会					
認証番号	8 -	事業場名			
受講者名		生年月日		平成 昭和	年 月 日
整備士の種類	例)二級ガソリン自動車整備士	証書番号	例)関東二か第123456号	合格年月日	例)平成30年12月10日

整備主任者(技術)研修について

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者は、各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）

◇ 研修会場 (一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇ 担当講師 各ディーラー技術担当者

◇ 研修内容 学科：新機構・新装置

実習：動力伝達装置の構造・機能及び故障診断

ボデー電装系の構造・機能及び故障診断

◇ 受 講 料 6,950円（テキスト代含む）

【使用テキスト】

・平成30年度版 自動車整備新技術（学科研修用） 1,200円

・平成30年度版 自動車整備新技術（実習研修用） 1,300円

◇ 研修日時 受付 9:00 ~ 9:30

研修 9:30 ~ 17:00

※日程につきましては、次表を参照して下さい。

回数	月 日	曜日	該当支部	受講 予定 者数	学科(小型)	実習(小型)	学科(大型)
1	9月6日	木	岳麓①	45 (27)	日産	日産	日野
2	9月13日	木	岳麓②	46 (33)	スズキ	スズキ	いすゞ
			大月				
3	9月20日	木	峠北	55 (33)	トヨタ	トヨタ	UDトラックス
			南アルプス南				
4	10月11日	木	南巨摩南	31 (20)	ホンダ	ホンダ	いすゞ
			塩山				
5	11月1日	木	南アルプス北	44 (37)	スバル	スバル	三菱ふそう
			南巨摩北				
6	11月8日	木	都留	40 (28)	日産	日産	いすゞ
			上野原				
7	11月15日	木	韋崎	61 (35)	ホンダ	ホンダ	UDトラックス
			市川				
8	11月22日	木	甲府南①	49 (40)	トヨタ	トヨタ	日野
9	12月6日	木	甲府南②	55 (41)	三菱	三菱	三菱ふそう
			甲府西				
10	12月20日	木	二輪	14 (14)	二輪	二輪	
11	1月10日	木	甲府東	59	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
			甲府北				
12	1月17日	木	東八①	51	ダイハツ	ダイハツ	UDトラックス
13	2月7日	木	東八②	51	マツダ	マツダ	日野
			日下部				
14	2月14日	木	その他	8	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう

ワインチ運転者特別講習会について

車積載車に装備されるワインチを操作するためには、**労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定**により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ワインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行いますので、積載車の巻上げワインチを操作する方は、是非参加して下さい。

学科教育終了時に「巻上げ機（ワインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ワインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

- ◇ 受付期間 1月11日（金）まで
- ◇ 講習日時 1月28日（月）9：30～17：00
- ◇ 講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師 巷上げ機（ワインチ）運転者特別教育指導員講習を受講済みの教育課職員
- ◇ 受講対象者 事業場にワインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のワインチ操作を行う方
- ◇ 募集定員 50名（定員になり次第締切とします）
- ◇ 受講料 5,200円（テキスト代含む）

ワインチ運転者特別教育受講申請書

認証番号	8 -	事業場名	
電話番号		FAX番号	
受講者名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
車積載車登録番号			
備考			